

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を
改正する省令案等」に関する意見公募の実施結果について

令和6年9月18日
経済産業省資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等」の制定に向け、以下のとおり、パブリックコメントを実施いたしました。御意見の概要及び御意見に対する考え方は別紙のとおりです。ありがとうございました。

1. 実施期間等

(1) 意見募集期間

令和6年8月7日（水）～令和6年9月11日（水）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」、郵送及び電子メール

2. 提出意見数

7件

※意見提出者の数を示しています。別紙では、同一の趣旨の意見をまとめて整理して示しているため、上記意見数と別紙の意見数は一致しません。

3. 提出意見及び提出意見に対する考え方等

別紙のとおり

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見公募の実施結果について（別紙）

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>（申請に係る原単位の算定期間） 減免制度の認定要件の原単位の算定に当たっては、複数年度の製造業平均値が用いられている一方で、企業が認定を申請する際の原単位は、直近の単年度のものとなっている。申請に係る原単位の算定期間についても、認定要件と同様に複数年度の平均とすべき。</p>	<p>減免制度の認定要件の原単位の算定に当たっては、制度の安定性を確保し、事業者の予見可能性を高める観点から、複数年度の製造業平均値を用いています。他方、企業が認定を申請する際の原単位については、当該企業が減免を受けようとするタイミングの直近の時点での原単位を確認する観点から、直近の単年度のものとしています。</p> <p>その上で、今般の措置は、事業者の省エネ努力や物価変動等により、製造業の原単位が低下傾向にあることを踏まえ、認定要件の原単位の算定に当たって参照する製造業平均値について、より整理に実態を反映するために、0.01刻みの数値とするものです。こうした措置を通じて、引き続き、適切な制度運用に努めてまいります。</p>
2	<p>（原単位の定義） 減免制度の認定要件に関して参照する製造業の原単位平均値を0.01刻みの数値とすることは、電力多消費産業の国際競争力の維持・強化という観点において、より精緻に実態を反映したものと受け止める。一方、国際競争力の維持・強化に向けては、原単位の考え方について、売上高ではなく、原価やコストを除いた営業利益を基準にするなど、一層の見直しが必要である。</p>	<p>再エネ特措法における原単位の定義については、国会での御議論を経て、同法第37条第1項において、「売上高千円当たりの電気の使用量」をいうことと法定しており、同項の規定に基づき、引き続き、制度の着実な運用に努めてまいります。</p>
3	<p>（省エネ投資計画策定による救済措置） 過去に省エネ投資計画策定による救済措置を受けたが、その後は同救済措置は活用しておらず、省エネ活動としての設備投資を怠らずに実施している。今後も継続して省エネに関する設備投資を行う方針だが、事業者としての省エネ活動推進及び省エネ投資の優先度判断等において、省エネ投資計画策定による救済処置は大変有意義であり有効であるとする。この中で、省エネ活動を継続していても市況の変動等の外部要因により売上が減少し、場合によっては企業努力では補いきれないほど、原単位が悪化する可能性があるため、その際、救済処置があることで省エネ投資の優先度が維持され、省エネ活動の持続につながる。今後も安定的、永続的に社会に貢献する企業活動を行っていくためにも、本救済処置は存続いただきたい。</p>	<p>減免制度の認定要件の省エネ努力の評価に係る救済措置については、市況変動等の外部要因により、事業者による原単位の改善のための取組状況によらない原単位の増減が生じる可能性が考えられることから、(A) 過去5年間に於いて、エネルギー最終消費量年間1%以上削減するための省エネ投資実績があること、又は、(B) 今後3年間に於いて、エネルギー最終消費量年間1%以上削減する省エネ投資計画を策定していることいずれかを要件としています。</p> <p>今般の措置は、前掲(B)の救済措置を活用する者の多くが複数回にわたって本救済措置を活用している状況にあることを踏まえ、制度を適正化するため、2025年度の申請（2026年度減免分）から、これを廃止するものです。他方、前掲(A)の救済措置は存続することから、この措置により、市況変動等の外部要因により、事業者による原単位の改善のための取組状況によらずに原単位の増減が生じる事業者に配慮していく考えです。</p>
4	<p>（再生可能エネルギー政策一般） 近年、再生可能エネルギーの発電コストが低廉化しているのだから、積極的に政府がこの利用を促進すべき理由がない。政府の介入がなくとも民間に一任すれば普及するのではないかと。</p>	<p>再生可能エネルギーについては、第6次エネルギー基本計画において掲げられた2030年度の再エネ比率36～38%の実現に向けて、国民負担の抑制と地域との共生を図りつつ、最大限導入していくことが基本方針であり、引き続き、再エネ特措法に基づき、政策を実施してまいります。</p>